

# 令和元年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（国保）は、病気やケガに備えて加入者（被保険者）がお金（国保税）を出し合って医療費などにあてる「助け合いの医療保険制度」です。平成30年度から市町村単独での保険者から県と町がともに保険者となり運営することになりました。運営方法は今までと変わらず、加入者の皆さんの保険税や県からの補助金を財源に運営しています。

なお、国保税の納税通知書は世帯主宛に7月中旬に送付されます。世帯主が国保に加入していない場合（社会保険や後期高齢者医療）でも世帯主宛に納税通知書が送付されます。

## 《国保税の計算のしかた》

国保税は、加入者全員に課税される医療保険分・後期高齢者支援分と、40歳から64歳までの方に課税される介護納付金分の3区分からなり、それぞれの区分ごとに所得割・均等割・平等割を合計して算出しています。また、年度途中で資格の異動があった方については月割りで計算します。

▶ **令和元年度の国保税率** 今年度の国保税率については、昨年度と同率に据え置くこととなります。また、医療分の課税限度額は、法改正に伴い引き上げとなります。

国保税の項目		医療分 (加入者全員)	後期高齢分 (加入者全員)	介護分 (40~64歳)
① 所得割	加入者の所得に応じて計算	6.23%	2.66%	1.92%
② 均等割	被保険者1人当たりの金額	年額 20,300円	年額 8,600円	年額 8,100円
③ 平等割	1世帯当たりの金額	年額 14,500円	年額 6,100円	年額 3,700円
課税限度額	年税額の課税最高額(年額)	61万円(58万円)	19万円	16万円

※ ( ) 内の数字は前年度の金額です。

▶ **低所得者に対する軽減** 世帯主および被保険者の平成30年中の所得の合計が下記の判定所得以下の場合、均等割および平等割が軽減（2割・5割・7割）されます。（申請は不要ですが、申告をしている必要があります。）  
なお、法改正に伴い、軽減判定所得の範囲が拡大されました。

軽減割合	令和元年度軽減判定所得(改正後)	平成30年度軽減判定所得(改正前)
7割軽減	330,000円以下	330,000円以下
5割軽減	330,000円+ (280,000円×被保険者数) 以下	330,000円+ (275,000円×被保険者数) 以下
2割軽減	330,000円+ (510,000円×被保険者数) 以下	330,000円+ (500,000円×被保険者数) 以下

▶ **納付は口座振替が便利です！** 東邦銀行・福島さくら農協・郡山信用金庫・ゆうちょ銀行・福島銀行・大東銀行・東北労働金庫のいずれかの口座から引き落としが可能です。新たに希望する場合は各銀行または役場にて申込みが必要です。

## 《医療費を抑えるために》

高齢化の急速な進行や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等により、医療費が増大する一方、景気低迷による所得の減少で保険税収入が伸び悩むなど、国民健康保険事業は厳しい状況のもとでの運営を余儀なくされています。

この状況を改善するためには、増大する医療費を抑えていく必要がありますので、下記6つの点に心がけて医療費の節約に取り組みましょう。

- ① はしご受診はやめましょう！
- ② 診療時間内にかかりましょう！
- ③ かかりつけ医をもちましょう！
- ④ お薬手帳を活用しましょう！
- ⑤ ジェネリック医薬品への変更を考えてみましょう！
- ⑥ 年に一度は健康診断を受けましょう！

問い合わせ先

国保税について……………税務課 課税グループ ☎ 62-8127 FAX 62-5155

医療費について……………保健福祉課 国保医療グループ ☎ 62-5110 FAX 62-0202